

千葉県栄町 下水道事業 業務継続計画

制定 平成28年3月25日
最新改定 令和 年 月 日

目 次

1	下水道BCPの趣旨と基本方針	1	6.1.2 液状化	28
1.1	下水道BCPの策定趣旨	1	6.1.3 被害想定	29
1.2	基本方針	1	6.1.4 下水道施設等の耐震化及び耐液状化状況	29
1.3	下水道BCPの対象とする業務の範囲	1	6.1.5 重要情報の保管及びバックアップの現状	35
1.4	下水道BCPの策定体制と運用体制	2	6.2 優先実施業務の選定と対応の目標時間の決定	36
2	非常時対応の基礎的事項の整理	3	6.2.1 優先実施業務の候補の影響度整理表	36
2.1	災害発生時の業務継続戦略 総括表	3	6.2.2 優先実施業務の実施・継続方法	39
2.2	対応拠点と非常参集	4		
2.3	対応体制・指揮命令系統図	5		
2.4	避難誘導・安否確認	6		
2.4.1	避難誘導方法	6		
2.4.2	安否確認方法	7		
2.4.3	職員リスト	8		
2.5	災害発生直後の連絡先リスト	9		
2.5.1	国、県、関連行政部局等	9		
2.5.2	民間企業等	10		
2.5.3	設備復旧時の連絡先	11		
3	非常時対応計画	14		
3.1	勤務時間内に想定地震が発生した場合	14		
3.2	夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合	17		
4	事前対策計画	20		
4.1	実施時期の予定一覧	20		
4.2	住民等への情報提供	22		
5	訓練・維持改善計画	23		
5.1	訓練計画	23		
5.2	維持改善計画	25		
5.2.1	下水道BCPの定期的な点検項目	25		
5.2.2	下水道BCP責任者による総括的な点検項	26		
5.2.3	職員及び重要関係先への定期的周知	26		
6	計画策定の根拠とした調査・分析・検討	27		
6.1	地震規模等の設定と被害想定	27		
6.1.1	地震規模の設定	27		

1 下水道BCPの趣旨と基本方針

1.1 下水道BCPの策定趣旨

- ・ 「業務継続計画」とは、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものである。
- ・ 「下水道事業の業務継続計画」(以下「下水道BCP」という)は、下水道施設が町民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ策定する。
- ・ 災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのでは困難である。そこで、平時から災害に備えるためにも「下水道BCP」を策定する。

1.2 基本方針

(1) 町民、職員、関係者の安全確保

災害発生時の業務の継続・早期復旧にあたっては、町民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。

(2) 下水道事業の責務遂行

町民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

(3) 対象事象

大規模地震及び津波を対象リスクとして策定する。

1.3 下水道BCPの対象とする業務の範囲

栄町下水道課が所管する下水道事業の全業務を対象とする。

1.4 下水道BCPの策定体制と運用体制

下水道BCPの策定体制と運用体制は、下水道課長補佐を最高責任者として

下水道BCPの平時の策定体制と運用体制は、次のとおりとする。(災害時の体制は2.3 参照)

(1) 下水道部局

区 分	部署・氏名	役 割
最高責任者	下水道課 ・ 氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道BCPの策定及び運用の全体統括、意思決定 ・ 町長へ栄町災害対策本部の下水道課長を通して報告 ・ 関連行政部局や民間企業等との調整の統括
実務責任者	下水道課 ・ 氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道BCPの策定及び運用の実施統括 ・ 平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
下水道事業担当者	下水道課 ・ 氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務責任者の補佐 ・ 県との調整 ・ 下水道BCP策定事務局 ・ 連絡先リスト等の定期点検 ・ 訓練の企画及び実施
	下水道課 ・ 氏名	

(2) 関連行政部局

区 分	部署・氏名	役 割
財政課	庁舎管理実務責任者：氏名	・ 庁舎の耐震化状況を提出等
建設課	建設課実務責任者：氏名	・ 建設課への連絡先リストを提出等
まちづくり課	まちづくり課実務責任者：氏名	・ まちづくり課への連絡先リストの提出等
産業課	産業課実務責任者：氏名	・ 産業課への連絡先リストの提出等
消防防災課	消防防災課実務責任者：氏名	・ 消防防災課への連絡先リストの提出等

(3) 民間関連行政部局

区 分	部署・企業名	役 割
委託会社	終末処理場等委託管理会社：企業名	・ 処理場等状況等リスト提出等

2 非常時対応の基礎的事項の整理

2.1 災害発生時の業務継続戦略 総括表

事 項	説 明		
対象災害と発動基準	1. 震度5強以上の地震が栄町内で観測された場合には自動的に対象メンバー（全職員）は自動参集し、初動対応を開始する。 2. 東海地震及び東京湾北部地震の警戒宣言発令したとき 3. 大規模な災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき 【第3配備】		
対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・栄町災害対策本部設置済み（栄町消防庁舎2階会議室）（第3配備は栄町災害対策本部設置後に参集する体制） ・班編成： 2班構成（1班2名） ・緊急参集メンバーは、全部で5名（下水道課職員）。 （発動基準未滿で震度4以上の地震の場合は、緊急参集メンバーを3名のみとし、本部長、副本部長、関係部局への状況を報告する。）【第1配備】 ・終末処理場等委託管理会社は、災害体制のもと下水道課への状況を報告する。 		
対応拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・栄町下水道対策本部は、本庁舎4階下水道課内に設置。 ・同課が使用できない場合、栄町災害対策本部に代替対応拠点を置く 		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間（※）
	1. 栄町下水道対策本部の立上げ	災害対応拠点の安全確認等を実施の上、栄町下水道対策本部を立上げる。	勤務時間内の本部立上げは発災直後とする。
	2. 職員等の安否確認	職員等の参集状況、安否確認を行う。	勤務時間内の場合は、本部立上げ直後とする。
	3. 処理場、ポンプ場との連絡調整	処理場、ポンプ場の参集人員や被害状況の把握。	勤務時間内の場合は4時間後までに完了。 勤務時間外の場合は6時間後までに完了。
	4. 関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	協力体制の確保等。	勤務時間内の場合は3時間後までに完了。 勤務時間外の場合は5時間後までに完了。
	5. 緊急点検	人的被害につながる二次災害の防止に伴う調査を実施。	1日後までに完了。
	6. 情報発信（第1報）	把握できる範囲で、下水道施設の被害状況、復旧見通し等について第1報を栄町災害対策本部へ報告。	勤務時間内の場合は4時間後までに完了。 勤務時間外の場合は6時間後までに完了。
7. 支援要請	都道府県や協定自治体等へ支援要請を行う。		

（※）：勤務時間内と夜間休日では「対応の目標時間」が異なる場合は、両方記載します。

2.2 対応拠点と非常参集

事 項	説 明
1. 拠点名	栄町下水道対策本部
2. 栄町下水道対策本部の要員	対策本部長 : 氏名 対策副本部長 : 氏名 下水道課長は、栄町災害対策本部 他の要員は、2.3 参照
3. 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの連絡手段)	応急処理・衛生部下水道課内 所在地：栄町安食台1丁目2 電話 F A X 電子メール 携帯電話 携帯メール 衛星電話 携帯電話や衛星電話のバッテリー (注：使用できない場合には、代替対応拠点に移る。)
4. 栄町下水道対策本部内及びその近くに備える設備	電話：1回線、F A X：1台 パソコン：7台、プリンター：2台、コピー機：1台 ホワイトボード：1台
5. 参集要領	1) 緊急参集メンバー（職員全員）は、2.1 の発動基準により自動的に栄町下水道対策本部に参集する。 2) 公共交通機関の途絶等により参集に2時間以上かかる場合、連絡をして指示を待つ。
6. 担当業務	1) 職務環境、各班との調整 2) 情報収集及び住民対策、関連行政部局との連絡及び協議 3) (調査計画及び調査の実施) 4) (資機材の調達、運搬) 5) (設計及び積算、措置・応急復旧作業)

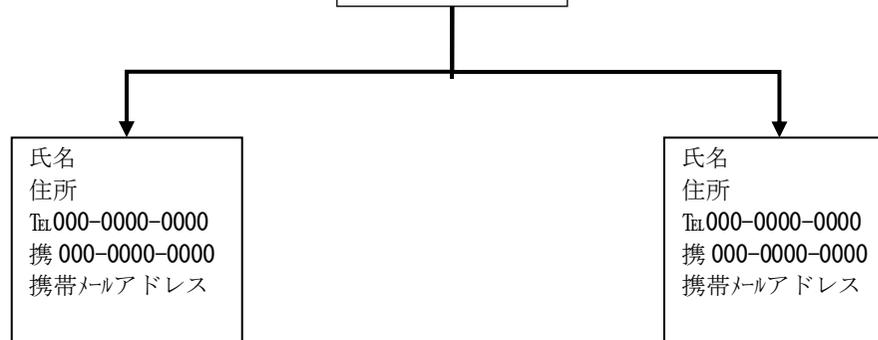
2.3 対応体制・指揮命令系統図

<代理一覧>

対策本部長
代理 : 氏名

対策本部長	
氏名	
住所	
Tel. 000-0000-0000	
携 000-0000-0000	
携帯メールアドレス	
対策副本部長	
氏名	
住所	
Tel. 000-000-0000	
携 000-0000-0000	
携帯メールアドレス	

施設名等	連絡先(Tel)
下水道課	
栄町終末処理場	
安食中継ポンプ場	
竜角寺中継ポンプ場	
南中継ポンプ場	
請方中継ポンプ場	
矢口雨水ポンプ場	



2.4 避難誘導・安否確認

2.4.1 避難誘導方法

建物名等	栄町役場
避難誘導責任者 // 代理者	責任者：氏名 担当者：氏名
来訪者の誘導方法	応接している職員が、責任を持って誘導する。 屋外避難が必要な場合は、来訪者を廊下・玄関ホールに誘導する。 屋外避難が必要な場合には、階段を使って誘導する。
職員の避難方法	屋外避難が必要な場合には、階段を使って避難する。 屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず指定避難先の集合場所に集まる。
避難先（集合場所）	消防庁舎及び役場庁舎
近隣の公設の避難所	ふれあいプラザさかえ（所在地 安食938-1）

①避難所一覧

No.	名称	所在地	収容可能人員		避難地区名
			屋外	屋内	
1	ふれあいプラザさかえ	安食 938-1	4,625	996	安食台 1・5・6 丁目、松ヶ丘、三区
2	栄中学校	安食 55	5,676	1,633	仲町、下町、和田、布鎌酒直、出津
3	旧栄東中学校	龍角寺 1112-2	2,950	720	龍角寺、竜角寺台 1、2 丁目
4	竜角寺台小学校	竜角寺台 6-26-1	2,290	470	竜角寺台 3、4、5、6 丁目
5	安食台小学校	安食台 4-34-1	2,610	430	安食台 2、3、4 丁目
6	安食小学校	安食 305	2,570	140	仲町、鷺町、台下、上町、田中、辺引、安食 1、2、3 丁目
7	旧酒直小学校	龍角寺 33	2,030	280	酒直、酒直台、南部、酒直白山
8	旧北辺田小学校	北辺田 212	800	160	北辺田、興津、須賀、須賀新田
9	布鎌小学校	請方 157-1	2,214	160	北、中谷、布太、西、三和、曾根、請方、南、押付、南ヶ丘
10	麻生青年館	麻生 182-1		27	麻生
11	矢口青年館	矢口 6-1		24	矢口
計			25,765	5,040	

収容人員算出の目安：屋外 4 m²/人・屋内 3 m²/人

出典：栄町地域防災計画 2005.3

②応急仮設住宅建設候補地

番号	用地の名称	所在地	土地所有者	区域面積 (㎡)	建設可能 戸数
1	安食台第1近隣公園	安食台4丁目1番1号	栄町	9,440	118
2	ふれあい広場	安食台4丁目	〃	2,000	25
3	安食台第2近隣公園	安食台6丁目20番	〃	2,595	32
4	栄町立安食台小学校	安食台4丁目34番	〃	10,473	131
5	保健センター図書館建設予定地	安食字十王247-1外	〃	9,187	115
6	公共施設用地	安食字皂前1733-1	〃	2,404	30
7	多目的用地	酒直台2丁目11番	〃	1,711	21
8	旧栄町立酒直小学校	龍角寺33	〃	7,708	96
9	旧栄町立栄東中学校	龍角寺1112	〃	11,836	148
10	栄町立竜角寺台小学校	竜角寺台6丁目26番1号	〃	9,184	115
11	多目的公共用地	竜角寺台6丁目28番1号	〃	7,230	90
12	多目的公共用地	竜角寺台3丁目27番1号	〃	9,663	121
13	竜角寺近隣公園	竜角寺台2丁目13番2号	〃	10,531	131
14	栄町立安食小学校	安食3609	〃	10,311	129
15	栄町立栄中学校	安食55	〃	22,706	284
16	旧栄町立北辺田小学校	北辺田211	〃	3,235	40
17	栄町立布鎌小学校	請方157-1	〃	9,579	120
18	多目的公共用地	南ヶ丘1丁目12番	〃	1,107	14
19	多目的公共用地	南ヶ丘1丁目11番2号	〃	2,552	32
合 計				143,452	1,792

出典：栄町地域防災計画 2005.3

2.4.2 安否確認方法

安否確認の責任者	責任者：氏名 代理者：氏名
安否確認の担当体制	担当者：氏名
安否確認の方法・手順	職員とその家族の安否を確認する。 連絡手段：電話又はメール 作業手順：各職員が担当者に連絡を入れ、担当者が責任者に報告する。
安否確認の発動条件	震度4及び5弱の地震が栄町内で観測された場合。

2.5 災害発生直後の連絡先リスト

2.5.1 国、県、関連行政部局等

連絡先		連絡先担当者名 及び代理者名	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
国・県	国土交通省関東地方 整備局都市整備課		電話： 電話： FAX： 携帯電話： 携帯メール：	被害状況の報告（必要に応 じて）	
	千葉県(防災)		電話(勤務時間内)： FAX(勤務時間内)： 電話(勤務時間外)： FAX(勤務時間外)： 携帯電話： 携帯メール：		
	千葉県下水道課		電話： FAX： 携帯電話： 携帯メール：	被害状況の報告と支援要 請の依頼	
	土木事務所管理課		電話： FAX： 携帯電話： 携帯メール：	被害状況の報告	
関連行 政部局	栄町災害対策本部		電話： FAX： 携帯電話： 携帯メール：	被害状況の報告	

	建設課		電話： FAX： 携帯電話： 携帯メール：	被害箇所の情報共有	
	まちづくり課		電話： FAX： 携帯電話： 携帯メール：	被害箇所の情報共有	

2.5.2 民間企業等（被災時における民間企業等との協定を締結していない場合は、協定について早期に検討を進める）

連絡先		連絡先担当者名 及び代理者名	連絡手段・連絡先	連絡する内容	当方担当者及び代理者
民間				下水道施設の被害状況の調査依頼	氏名
				災害の未然防止及び応急復旧対応の依頼	氏名
				飲食量、生活物資の提供	氏名
				飲食量、生活物資の提供	氏名

* 2. 5. 2 終末処理場等委託は、民間企業の管理会社とする。他企業は、栄町の協力団体とする。

2.5.3 設備修復関連の連絡先

設備			製造会社	営業所等	電話番号
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	電動機	(株)東芝	東関東支店	
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	吐出弁	(株)栗本鐵工所	東京支社	
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	ポンプ本体	(株)クボタ	東京本社	
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	吐出弁	(株)クボタ	東京本社	
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	水中攪拌機	フリクト・ジャパン(株)	本社	
汚泥処理設備	汚泥消化タンク設備	蒸気ボイラ	(株)高尾鉄工所	東京事務所	
汚泥処理設備	汚泥消化タンク設備	燃料ポンプ	(株)荏原製作所	袖ヶ浦工場	
汚泥処理設備	汚泥消化タンク設備	蒸気ボイラ	(株)荏原製作所	袖ヶ浦工場	
汚泥処理設備	汚泥消化タンク設備	ガス攪拌装置	(株)伊藤鉄工所	袖ヶ浦工場	
汚泥処理設備	汚泥脱水設備	No. 2 汚泥脱水機	(株)石垣		
汚泥処理設備	汚泥消化タンク設備	ガス攪拌装置	三菱重工業(株)	本社	
汚泥処理設備	汚泥消化タンク設備	余剰ガス燃焼装置	三菱重工業(株)	本社	
汚泥処理設備	汚泥消化タンク設備	脱硫装置	三菱重工業(株)	本社	
汚泥処理設備	汚泥消化タンク設備	燃料タンク	三菱重工業(株)	本社	
汚泥処理設備	汚泥消化タンク設備	蒸気ボイラ	三菱重工業(株)	本社	
汚泥処理設備	汚泥濃縮設備	汚泥かき寄せ機	三菱重工業(株)	本社	
汚泥処理設備	汚泥濃縮設備	汚泥ポンプ	兵神装備(株)	東京支店	
汚泥処理設備	汚泥消化タンク設備	汚泥ポンプ	兵神装備(株)	東京支店	
汚泥処理設備	調質設備	有機凝集剤注入装置	兵神装備(株)	東京支店	
汚泥処理設備	汚泥脱水設備	汚泥供給ポンプ	巴工業(株)	本社	
汚泥処理設備	汚泥脱水設備	破碎機	巴工業(株)	本社	
汚泥処理設備	汚泥消化タンク設備	蒸気ボイラ	トキワ工業(株)		
汚泥処理設備	汚泥脱水設備	空気圧縮機	日立製作所	本社	
汚泥処理設備	汚泥消化タンク設備	ガスホルダ	月島機械(株)	東京支社	
汚泥処理設備	調質設備	有機凝集剤注入装置	月島機械(株)	東京支社	
汚泥処理設備	汚泥脱水設備	貯留装置	大同機構(株)	千葉営業所	
汚泥処理設備	汚泥貯留設備	機械式攪拌機	佐竹化学機械工業(株)	東京事業所	

設備			製造会社	営業所等	電話番号
汚泥処理設備	汚泥脱水設備	汚泥供給ポンプ	古河機械金属(株)	本社	
汚泥処理設備	汚泥消化タンク設備	蒸気ボイラ	(株) オーバル		
汚泥処理設備	汚泥消化タンク設備	蒸気ボイラ	水 ing	東関東支店	
汚泥処理設備	汚泥脱水設備	ベルトコンベヤ	水 ing	東関東支店	
汚泥処理設備	調質設備	有機凝集剤注入装置	赤武エンジニアリング(株)	東京営業所	
汚泥処理設備	汚泥脱水設備	空気圧縮機	CKD(株)	東京支店	
水処理設備	最初沈殿池設備	空気圧縮機	(株)日立製作所	本社	
水処理設備	反応タンク設備	電動機	(株)日立製作所	本社	
水処理設備	用水設備	自動給水装置	(株)日立製作所	本社	
水処理設備	反応タンク設備	吐出弁	(株)栗本鐵工所	東京支社	
水処理設備	用水設備	ポンプ	(株)荏原製作所	袖ヶ浦工場	
水処理設備	最初沈殿池設備	汚泥かき寄せ機	三菱重工業(株)	本社	
水処理設備	放流ポンプ設備	吐出弁	前澤工業(株)	バルブ事業部	
水処理設備	消毒設備	薬品注入機	兵神装備(株)	東京支店	
水処理設備	反応タンク設備	電動機	富士電機(株)	東関東支社	
水処理設備	反応タンク設備	吐出弁	(株)ニレコ	東京営業所	
水処理設備	消毒設備	薬品貯留タンク	日本ポリエステル(株)	販売店 東京建材	
水処理設備	用水設備	タンク	日本ポリエステル(株)	販売店 東京建材	
水処理設備	反応タンク設備	乾式フィルタ	日本エアー・フィルター(株)		
水処理設備	用水設備	ろ過機	トヤマキカイ(株)	本社	
水処理設備	反応タンク設備	散気装置	月島機械(株)	東京支社	
水処理設備	用水設備	ポンプ	太平洋機工(株)	本社	
水処理設備	消毒設備	薬品貯留タンク	ダイライト(株)	東京本社	
水処理設備	用水設備	ポンプ	太平洋機工(株)	本社	
水処理設備	反応タンク設備	送風機本体	昭和風力機械(株)	本社	
水処理設備	最終沈殿池設備	返送汚泥ポンプ	古河機械金属(株)	古河産機システムズ(株)	
水処理設備	最初沈殿池設備	汚泥ポンプ	古河機械金属(株)	古河産機システムズ(株)	
水処理設備	最終沈殿池設備	余剰汚泥ポンプ	古河機械金属(株)	古河産機システムズ(株)	

設備			製造会社	営業所等	電話番号
水処理設備	放流ポンプ設備	ポンプ本体	久保田鉄工所(株)	東京本社	
水処理設備	反応タンク設備	冷却水ポンプ	久保田鉄工所(株)	東京本社	
水処理設備	用水設備	ポンプ	久保田鉄工所(株)	東京本社	
水処理設備	最終沈殿池設備	汚泥かき寄せ機	荏原環境プラント(株)	東関東支店	
水処理設備	反応タンク設備	散気装置	(株)日立ソリューションズ	本社	
沈砂池設備	汚水沈砂設備	自動除塵機	(株)丸島アクアシステム	東京支店	

3 非常時対応計画

3.1 勤務時間内に想定地震が発生した場合

時間(※)	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> 来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置。 目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難。 屋外避難が必要ない場合、来訪者を廊下・玄関ホールへ誘導。 	2.4.1 避難誘導方法
直後	在庁職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> 責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。 	2.4.3 職員リスト
直後	安否連絡(不在職員等) <ul style="list-style-type: none"> 外出、休暇等により在庁していない職員は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡。 	2.4.2 安否確認方法
～1時間	庁舎被害状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> 担当者は、外部状況(大規模クラック)等、災害対応拠点(通常の業務拠点)の安全性を確認。 	
～1時間	栄町下水道対策本部立上げ <ul style="list-style-type: none"> 栄町下水道対策本部の立上げ。 通信手段の確保 	2.2 対応拠点と非常参集
～1時間	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> 台帳類(下水道台帳等)やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 	2.5 災害発生直後の連絡先
～2時間	不在職員等の要員把握(以降、随時実施) <ul style="list-style-type: none"> 不在職員等(外出、休暇等)の把握と安否確認。 	2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
～2時間	栄町災害対策本部への初動連絡 <ul style="list-style-type: none"> 栄町災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の概況などを報告。 	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～3時間	降雨予報の確認(以降、随時実施) <ul style="list-style-type: none"> 今後の降雨予報を確認。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水被害の防除】実施。 	
～3時間	関連行政部局との連絡調整(1) <ul style="list-style-type: none"> 関連行政部局(建設課、まちづくり課等)との協力体制の確認。 管理施設が近接している関連行政部局(建設課、まちづくり課等)との共同点検調査の実施方針を検討。 	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
3時間～	モノの調達 <ul style="list-style-type: none"> 職員用のモノ(飲料水、食糧、毛布、簡易トイレ等、生活用品)の調達 	
～4時間	処理場、ポンプ場との連絡調整(当日) <ul style="list-style-type: none"> 処理場、ポンプ場施設の被害状況を終末処理場等委託管理会社が確認。 	

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
～4時間	県への被害状況等を連絡 ・県（下水道）へ被害状況等を連絡。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～6時間	被害状況等の情報収集と情報発信（以降、随時実施） ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。 ・被災状況／復旧見通しに関する情報を栄町災害対策本部へ伝達。栄町災害対策本部から、被害状況等の1報を記者発表。 ・個別住民からの問い合わせ対応（「個別住民への対応」で対応）。	
6時間 ～1日	緊急点検 ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・調査用具、調査チェックリストを準備。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。 ・処理場等は終末処理場等委託管理会社が点検を実施	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	ライフラインの復旧見込みの確認 ・ライフラインの復旧見込みについて、栄町災害対策本部を通じて確認。	
～1日	民間企業等との連絡確保 ・汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	支援要請（当日） ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を県・終末処理場等委託管理会社に連絡。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	関連行政部局との連絡調整（2） ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、建設課、まちづくり課と協議。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～2日	処理場、ポンプ場との連絡調整（2日目以降） ・処理場、ポンプ場での調査人員が不足していれば、終末処理場等委託管理会社が要員を手配し配置。 ・処理場、ポンプ場の被災状況に応じ、仮設トイレからのし尿受入を要請。	
2日 ～3日	緊急調査 ・重要な幹線等の目視調査を実施。	
2日 ～3日	緊急措置 ・汚水溢水箇所の確認。 ・備蓄している仮設ポンプ、仮設配管等により、溢水解消。 ・備蓄資機材又は作業人員が不足している場合には、栄町建設業災害対策協力会に、排水ポンプ、作業要員等を要請。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト

3.2 夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 ・自らと家族の安全をとりあえず確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目処を連絡。	2.4.2 安否確認方法
直後	自動参集 ・震度をラジオ等で確認し、栄町下水道対策本部の部員および代替拠点への初動参集者は、指定された場所に自動参集。 ・その他職員は、対応拠点への参集を開始する。ただし、動員計画に基づき、自宅で待機する場合は栄町下水道対策本部からの指示を待つ。 ・参集に当たっては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める。 ・自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認。	
～4 時間	庁舎被害状況の確認 ・担当者は、外部状況（大規模クラック）等、栄町災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。	
～4 時間	栄町下水道対策本部立上げ ・栄町下水道対策本部の立上げ。 ・通信手段の確保	2.2 対応拠点と非常参集
～4 時間	データ類の保護 ・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～4 時間	不在職員等の要員把握（以降、随時実施） ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認。	2.4.2 安否確認方法 2.4.3 職員リスト
～4 時間	栄町災害対策本部への初動連絡 ・栄町災害対策本部へ対応体制や既に判っている被害の概況などを報告。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
4 時間～	モノの調達 ・職員用のモノ（飲料水、食糧、毛布、簡易トイレ等、生活用品）の調達	
～5 時間	降雨予報の確認（以降、随時実施） ・今後の降雨予報を確認。 ▶ 浸水被害が予想される場合は、【浸水被害の防除】を実施。	
～5 時間	関連行政部局との連絡調整（1） ・関連行政部局（建設課、まちづくり課等）との協力体制の確認。 ・管理施設が近接している関連行政部局（建設課、まちづくり課等）との共同点検調査の実施方針を検討。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～6 時間	処理場との連絡調整（当日） ・処理場施設の被害状況を終末処理場等委託管理会社が確認。	

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
～6時間	県への被害状況等を連絡 ・県（下水道）へ被害状況等を連絡。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～7時間	被害状況等の情報収集と情報発信（以降、随時実施） ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。 ・被災状況／復旧見通しに関する情報を栄町災害対策本部へ伝達。栄町災害対策本部から、被害状況等の1報を記者発表。 ・個別住民からの問い合わせ対応（「個別住民への対応」で対応）。	・住民問い合わせに関するマニュアル
7時間 ～1日	緊急点検 ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・調査用具、調査チェックリストを準備。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う管路施設の点検を実施。 ・処理場等を終末処理場等委託管理会社が点検を実施	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	ライフラインの復旧見込みの確認 ・ライフラインの復旧見込みについて、栄町災害対策本部を通じて確認。	
～1日	民間企業等との連絡確保 ・汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	支援要請（当日） ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人／物）等を県・終末処理場等委託管理会社に連絡。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～1日	関連行政部局との連絡調整（2） ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、建設課、まちづくり課と協議。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト
～2日	処理場、ポンプ場との連絡調整（2日目以降） ・処理場、ポンプ場での調査人員が不足していれば、終末処理場等委託管理会社が要員を手配し配置。 ・処理場、ポンプ場の被災状況に応じ、仮設トイレからのし尿受入を要請。	
2日 ～3日	緊急調査 ・重要な幹線等の目視調査を実施。	
2日 ～3日	緊急措置 ・汚水溢水箇所の確認。 ・備蓄している仮設ポンプ、仮設配管等により、溢水解消。 ・備蓄資機材又は作業人員が不足している場合には、栄町建設業災害対策協力会に、排水ポンプ、作業要員等を要請。	2.5 災害発生直後の連絡先リスト

時間（※）	（標準的な）行動内容	参照文書類
～3日	支援要請（3日目以降の業務に対する内容） ・要請先の選定、要請内容（人／物）。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）の確保。	
2日～	個別住民への対応 ・排水設備の修理業者の紹介。	
6日 ～14日	一次調査 ・下水道機能回復のため、一次調査を実施する。（※重要な幹線およびポンプ場を優先的に実施。その後にその他管路を実施）	
5日 ～29日	応急復旧 ・一次調査の結果により必要に応じて応急復旧する。（※重要な幹線およびポンプ場を優先的に実施。その後その他管路を実施）	2.5.3 設備修復関連の連絡先
<p>▶ 【浸水被害の防除】対策本部と連携した水防活動の実施</p> <p>今後、降雨が予想され、管路施設等の被災により、浸水被害が想定される場合、栄町災害対策本部と連携し、水防活動を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報発令から1時間まで：把握できる範囲で管路等の被災箇所の情報収集を行い、栄町災害対策本部へ報告し、水防に関する対応を協議。 ・ 〃 1時間まで：浸水常襲地区に加え、管路被害等により浸水のおそれが高い地区の巡視体制を強化。 浸水常襲地区等の住民に対し浸水の危険性を周知。 必要に応じ、住民へ土のう等を配布。 ・ 〃 1時間まで：排水ポンプを栄町建設業災害対策協力会に要請。 <p>地域防災計画（風水害編）、水害に関する緊急対応マニュアル</p>		

4 事前対策計画

4.1 実施時期の予定一覧

大項目	細目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
食料等	飲料水、非常食等の備蓄 (※)	備蓄量が少なく、断水期間 に対応できない	5 人分の食料等を 3 日分 備蓄	断水期間中の対応が可能			下水道課 下水道班
資機材	仮設ポンプの備蓄	備蓄がなく、迅速な対応が できない	1 基備蓄	1 基分の仮設ポンプを設 置でき、汚水溢水の解消業 務への対応力が向上			下水道課 下水道班
	自家発電機の備蓄	同上	1 基備蓄				下水道課 下水道班
	固形塩素剤の貯蔵	2 日分程度を貯蔵	0.4m ³ 備蓄	消毒処理を 1 週間程度維 持			下水道課 下水道班
設備	井戸水（又は再生水）の給 水ラインを設置（処理場・ ポンプ場）	機械用水は上水道及び井戸 水を使用。 長期間の断水に対応不可。	井戸 1 基設置（砂ろ過設 備の設置）	断水期間中に処理施設の 運転が可能			下水道課 下水道班
	サーバーの停電対策	突然の停電でデータが破損 する可能性がある	無停電装置により、正常 終了させる。	停電後、給電が可能で、当 該時間内で電源切断すれ ば、データ破損はない			財政課 管財班
	部所内の家具の耐震固定	全般に未固定	高さ 1.5m 以上の什器（部 品、材料）を床や壁に固 定	大地震時に什器（部品、材 料）の転倒を防ぐ			下水道課 下水道班
	共有パソコンの配備	作業用パソコン数が少ない	支援者用の作業パソコン の確保	支援者等の作業向上			下水道課 下水道班
情報	復旧対応の記録	作業指示等を記録する様式 がない	様式作成	作業向上			下水道課 下水道班

大項目	細目	現状レベル	対策内容	対策後のレベル	必要予算 (千円)	実施 予定時期	担当者
協定	重油の備蓄量(処理場・ポンプ場)	12時間の対応量しか確保できていない	調達先の確保	処理場およびポンプ場の24時間稼働が確保できる			
	他の地方公共団体との協定周知	支援要請する職員以外に協定内容が周知されていない	組織内への周知	支援要請する職員が不在でも支援要請ができ、2～3日目までに緊急調査について対応可能			下水道課 下水道班
	民間企業等との協定見直し	2.5.2 民間企業等のおり協定	<ul style="list-style-type: none"> 資機材の確保(仮設ポンプ、自家発電機、安全柵等) 被害調査人員の確保 応急復旧人員の確保 	汚水溢水の解消業務への対応力が向上			消防防災課 防災班
重要情報	下水道台帳のバックアップ	製本状態で代替なし	印刷製本を別庁舎に保存台帳システムの保守契約会社にバックアップデータを保管	本体損傷の場合、代替製本は、24時間で確保。電子データは、3日以内に復旧可能。			下水道課 下水道班
	下水道台帳の整備	下水道台帳が整備されていないため、災害時の迅速の対応ができない	下水道台帳の整備	点検調査を速やかに実施することが可能			下水道課 下水道班
人材育成・確保	OBからの協力確保	協力を求めている	災害時の協力要請	被害情報の入手手段が増え、その後の応急復旧等を速やかに実施することが可能			下水道課 下水道班
他部局との連携	まちづくり課や建設課との連携強化	災害対策本部設置前体制	協力体制の構築	被害情報の入手が早くなり、その後の応急復旧等を速やかに実施することが可能			建設課 維持管理班

4.2 住民等への情報提供

災害時において、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、新聞、広報車等のあらゆる広報手段を利用して、被災者等への広報を行う。下水道施設の被災状況、復旧の見通し、降雨期まで復旧作業が掛かる場合の浸水の危機等の情報発信は、住民にとって有効な情報であるため、適切な情報発信時期・内容を広報する。

栄町 HP や携帯電話等の防災メールの利用

The screenshot shows the Sakae town website interface. At the top, there is a header with the town logo and navigation menu. The main content area features a search bar and a section titled "防災メール" (Disaster Prevention Mail). Below this, there is a list of services including "放射線関連情報" (Disaster prevention information), "防災情報" (Disaster prevention information), "防災メール" (Disaster prevention mail), "栄町カレンダー" (Sakae town Calendar), "各種様式ダウンロード" (Various styles DL), and "栄町例規集" (Established rule Collection). A mobile phone is shown displaying a disaster prevention email with a list of services. The text below the phone explains the system and provides a list of services to be sent.

ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる 水と緑のふるさと さかえ

サイト内検索 Search 例:住民票

背景色 Change of Background Color
標準 青 黄 黒

テキストサイズ Change of Text Size
小 中 大

翻訳 Foreign Language
English Other Language

ホーム > 防災メール > 情報をいち早くキャッチ 防災メールに登録を

防災メール

情報をいち早くキャッチ 防災メールに登録を

情報をいち早くキャッチ 防災メールに登録を

災害が起きた時に町からの情報が欲しい
外出先でも気象情報や大きな地震の震度が知りたい
町内で起こった犯罪や不審者情報が知りたい
どこで火事が起きたか知りたい

町では、気象や災害／防犯などの情報を携帯電話やパソコンへ電子メールで配信する、防災メールを行っています。このシステムは、日常の気象情報や不審者情報などの受信のほか、災害などで電話が集中し、つながらない状態となったときの情報受信手段としても有効です。[利用者登録]をすれば、その時から情報が配信されます。皆さんもぜひ、登録してください。

○登録料は無料ですが、「利用者登録」及び「登録解除」の際の通信料、メールの受信、ウェブ閲覧にかかる費用は、利用者の負担になります。

送信される内容

- 災害・気象情報

5 訓練・維持改善計画

5.1 訓練計画

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施部署
総合防災訓練	<p>震災対策に万全を期するため大地震の発生を想定し、町、住民及び防災関係機関等が一体となって、各種訓練を総合した防災訓練を実施する。</p> <p>(1) 地震予知情報、警戒宣言、地震情報の収集及び伝達、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 警戒区域の設定、避難勧告、指示、避難誘導</p> <p>(3) 施設ごとに被災を想定した緊急点検及び緊急措置</p> <p>(4) 消防活動及び救助活動</p> <p>(5) 救援物資の準備及び輸送</p> <p>(6) 食糧、飲料水、医療、その他の救援活動</p> <p>(7) 応急復旧</p> <p>(8) その他</p>	栄町全職員、終末処理場等委託管理会社	随時	栄町役場	消防防災課
非常参集訓練	<p>突発的な災害発生に備え、町災害対策本部を設置し、直ちに庁内の防災体制の確立を図り、各関係課等の応援体制と応急活動の実施、職員の適正配置、関係機関との連絡調整、通信系統の整備など非常防災体制の確立を迅速に整備するため庁内の訓練を定期的又は随時実施するものとする。</p>	栄町全職員、終末処理場等委託管理委託会社	毎年9月頃	栄町役場	消防防災課
消防訓練	<p>消防訓練は、次の種目について実施する。</p> <p>(1) 操法訓練等の実施 ポンプ操法は、消防職（団）員に対して、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプについて、水利部署、ホース延長、注水要領、積載梯子の搬送組立架設、人命救助等について実施する。</p> <p>(2) 防火対象物に対する消防訓練 消防法（昭和23年7月法律第186号）第8条の規定により、防火管理者を定めなければならない防火対象物に対し、防火管理者の計画する消防計画と、消防機関の計画する消防計画に基づい</p>	栄町全職員、栄町消防団、一般住民等	随時	各地区非難所等	消防防災課

	<p>て総合的訓練を実施する。</p> <p>(3) 家屋密集区域に対する消防訓練 消防機関の計画に基づいて、消防職（団）員、関係機関及び地域住民の協力のもとに延焼阻止、避難、誘導、飛火警戒、警戒区域の設定、応援隊の要請、部署、予備隊の集結待機場所の設定等大火災を想定して訓練を実施する。</p> <p>(4) 危険物火災に対する消防訓練 油火災を実演し、噴霧による水、及び化学消火剤による消火方法の訓練を実施する。</p> <p>(5) 車両火災に対する消防訓練 車両火災に対する、消火・救出訓練を実施する。</p>				
<p>訓練の事後評価</p>	<p>訓練を行うに当たっては、地震の被害想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>	<p>栄町全職員、終末処理場等委託管理会社</p>	<p>随時</p>	<p>栄町消防庁舎</p>	<p>消防防災課</p>

5.2 維持改善計画

5.2.1 下水道BCPの定期的な点検項目

項目	内容	頻度	点検実施部署
体制、組織について	<ul style="list-style-type: none">・ 人事異動、組織の変更による登録情報変更の有無・ 各協定締結変更の有無・ 電話番号やメールアドレスの変更の有無	年1回 (注：災害等配備業務マニュアル見直し会議は毎年度4月開催)	下水道課
BCP、マニュアル等の見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 災害等配備業務マニュアル見直し会議・ 非常時優先実施業務と通常業務の追加及び変更の有無・ 資機材の確保（備蓄・調達）の変更の有無		下水道課
訓練・維持改善計画	<ul style="list-style-type: none">・ 訓練の実施状況について		下水道課
予算化について	<ul style="list-style-type: none">・ 事前実施項目を実施するための予算化を検討する。		下水道課

5.2.2 下水道BCP責任者による総括的な点検項＜実施時期：毎年4月頃＞

点検項目	点検実施部署
事前対策は、確実に実施されたか。また、過去1年間で実施した対策（下水道施設の耐震化等）を踏まえ、下水道BCPの見直しを行ったか。	下水道課
優先実施業務の追加や変更等で下水道BCPの変更が必要ないか検討したか。	下水道課
訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか。また、訓練結果を踏まえた下水道BCPの見直しを行ったか。	下水道課
来年度予算で取り上げる対策を検討したか。また、実施未定の対策について、予算化を検討したか。	下水道課
非常用電源や非常用通信手段が問題なく使用できるか。	下水道課
下水道BCP策定の根拠資料を変更した場合、関連する計画がすべて最新版に更新されているか。	下水道課

5.2.3 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知の相手方及び方法	周知の実施時期
職員、終末処理場等委託管理会社	下水道対策本部及び拠点の所在地、連絡手段一覧	職員、終末処理場等委託管理会社に対して、一覧表を提出	随時
栄町関連部局	同上	関連部局担当者に対して、一覧表を提出	〃

6 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

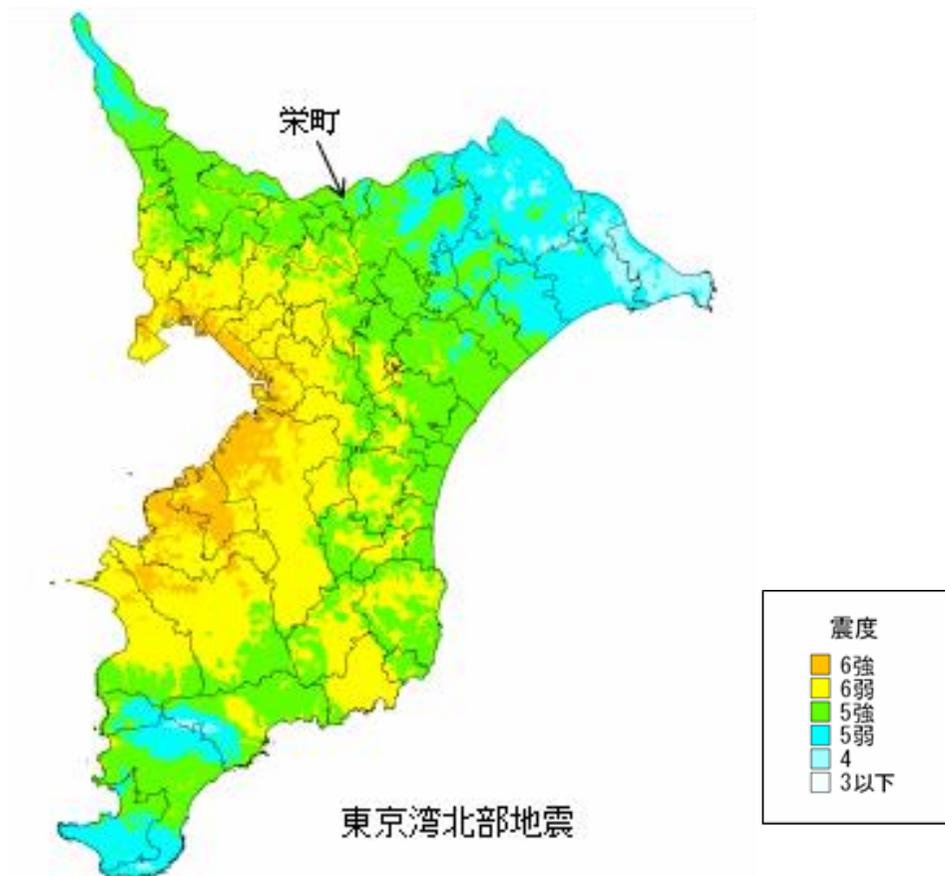
6.1 地震規模等の設定と被害想定

6.1.1 地震規模の設定

※平成 25 年度 栄町公共下水道総合地震対策 計画説明書から抜粋

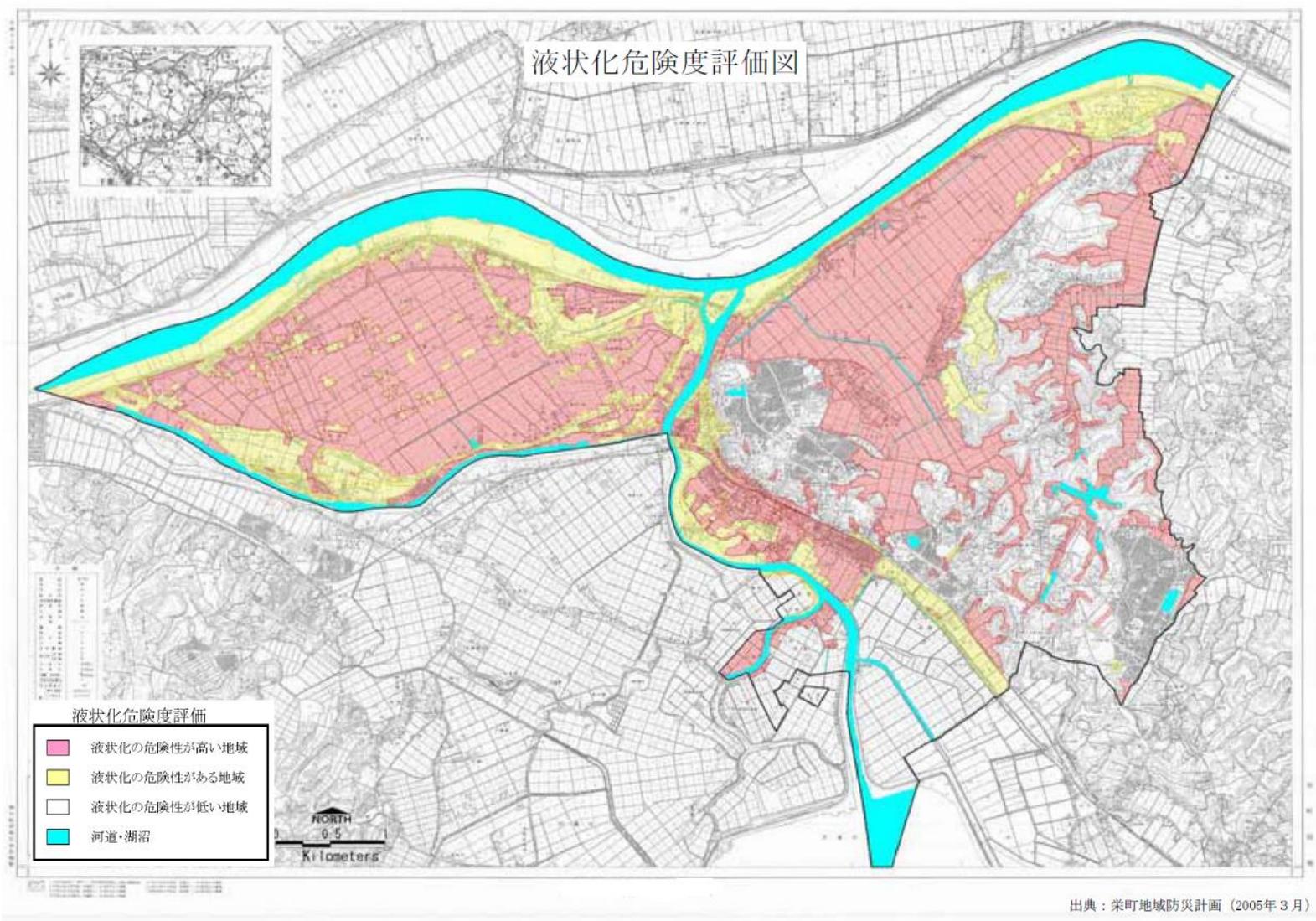
栄町では、以下の地震が発生したことを想定して被害想定を行う。

想定地震名	マグニチュード	地震タイプ
東京湾北部地震	M _w =7.3	南関東直下の M7 クラスの地震



6.1.2 液状化

栄町の地形は、内陸部に進むにつれて軟弱な粘土層が厚く堆積しており、液状化の危険度が高い地域となっている。液状化危険度評価図に示すが、特に液状化の危険性が高い地区としては、利根川・将監川・長門川の内陸の低地部が考えられるため、液状化対策を講じる必要がある。



6.1.3 被害想定

施設の配置状況および対象地震、液状化の危険度を勘案して、地震により被害が想定される地区・施設は、概ね以下のとおりである。

- ① 低地部（液状化マップおよび地質調査結果より判定した結果、地盤が液状化する可能性が高い。）
- ② 大規模造成箇所（調査の結果、人為的に改変した台地であり、特に地盤の硬軟急変化部で地形が大きく変化する可能性がある。）

これらの地区を通過する、処理場に直結する幹線管路については、地震対策を緊急かつ重点的に実施する必要があると考えられる。

6.1.4 下水道施設等の耐震化及び耐液状化状況

【管路施設】

管路施設については、「重要な幹線等：27.2km」のうち、管更生工法および鋼製さや管により耐震性能が確保されている管路が 2.9km、耐震性能が確保されていない管路が 24.3km となっており、「重要な幹線等」のうち 10.8%程度の管路の耐震性能が確保されている状況である。緊急対策路線で 0.34km が未整備の状況である。

重要な幹線等の耐震化率：10.8%

- ・ 幹線延長＝未耐震幹線（18,494 m）＋更生済み幹線（2,948m）＝21,442m
- ・ 重要な幹線等＝幹線延長（21,442m）＋主要な枝線（5,805m）＝27,247m
- ・ 耐震化率＝2,948m／27,247m＝10.8%

※硫化水素対策等により更生化されている管路についても耐震化済みとする。

【処理場・ポンプ場施設】

栄町終末処理場の諸元を事項の表に示す。いずれの施設も設計・施工年度が古く、兵庫県南部地震をうけて「平成9年度」に耐震設計基準（レベル2地震動）の見直しが行われる以前の設計基準にて施工されており、レベル2地震動対応となっていない。当処理場地は「液状化の恐れが高い」が当時の設計においては考慮されていないため、応力度不足が多いに懸念される。

また、設計基準としても、管理本管、汚泥処理棟、塩素混和池・放流ポンプ棟が建築の設計基準で設計されており、現在の複合構造物としての設計がなされていない。

基礎形式としても、現在では「液状化の恐れが高い」地盤でレベル2地震動対応として採用される事がほとんどないPC杭が使用されており、現在の基準で見直した場合、かなりの応力度不足となる事が容易に想像される。

次期、総合計画策定時に、施設の耐震診断を盛り込んで実施し、診断を踏まえて耐震化等対応する。

施設名	設計年度	施工年度	基礎種別	設計種別	
				当時	現在
管理本館	S54.3	～S57	直接基礎	建築	複合IV-2類
管廊（管理本管 ～水処理施設）	S54.3	～S57	PC杭φ300、400	BOX構造	地中II類
水処理施設（1期）	S54.3	～S57	PC杭φ300、400	土木	土木I-1類
水処理施設（2期）	S62.3	～S63	PC杭φ400	土木	土木I-1類
管廊（汚泥系）	S54.3	～S57	PC杭φ400	BOX構造	地中II類
重力濃縮槽	S54.3	～S57	PC杭φ300	土木	土木I-1類
消化槽（2槽）	S54.3	～S57	PC杭φ400	土木	土木I-2類
汚泥処理棟	S54.3	～S57	PC杭φ400、450	建築	複合IV-2類
塩素混和池 ・放流ポンプ棟	S54.3	～S57	PC杭φ400、500	建築	複合IV-2類

一方、汚水中継ポンプ場については、下表に示す4箇所が供用中である。

いずれも処理場と同様に、施工年度が古く、基礎種別もAC・PC杭が使用されているため、レベル2地震動対応とはなっておらず、耐震補強についても困難であると想像される。

ポンプ場名	竣工年度	構造形式	基礎形式	施設規模 (揚水能力)
安食	S57	地上1F、地下2F	AC杭φ600B種	3.18m ³ /分
竜角寺	S57	地上1F、地下3F	直接基礎	1.98m ³ /分
南	S59	地上1F、地下2F	PC杭φ600A種	0.78m ³ /分
請方	S59	地上1F、地下2F	PC杭φ600A種	0.84m ³ /分

今後、中長期計画として、設備更新工事に併せて耐震診断・設計・工事を行い、耐震化を図る必要があるが、着手までに期間を要するので重要施設である処理場については、耐震化にするまでの間に地震が発生した場合の予防策を行う必要がある。

①耐震化の優先順位一覧表

	対策時期	対策済	緊急対策	中期対策			長期対策	
	優先順位		1	2	3	4	5~8	主要な枝線
延長 (m)	各線	2,948	342	1,665	1,628	3,058	11,801	5,805
	累計	2,948	3,290	4,955	6,583	9,641	21,442	27,247
工事費 (千円)	各線	—	89,000	163,455	211,093	351,764	722,022	278,061
	累計	—	89,000	252,455	463,548	815,312	1,537,334	1,815,395
地盤の 液状化	液状化する		○	○	○	○		
	液状化し難い						◎	
管渠 敷設工法	橋梁添架							
	開削工法		○	○	○	○		
	推進工法						◎	
機能的な重要度			◎TS直結			◎主要		
劣化状況			◎					
二次災害	河川横断							
	JR横断				◎			
緊急 輸送路	県指定							
	その他						○	
復旧の難易度					○			
防災拠点	排水避難所				◎多い		○	○
	仮設住宅地						○	○
管種	HP管		○	○	○			
	VU・VP管						◎	
	圧送管						◎	

◎: 主要因

③耐震対策の優先順位

被害が予想される施設		耐震対策の優先度評価						耐震対策の優先順位
		機能的な施設の重要度	防災拠点等の機能上の優先度	緊急輸送路・軌道下・河川横断の重要度	施設の劣化度からみた緊急度	施設の現況耐震性能からの優先度	復旧の困難性からの優先度	
管路施設	①処理場付近の幹線の更生	○	○	×	○	○	○	1
	②幹線河川横断部の更生	○	○	○	○	○	○	1
	③重要幹線の更生（平地部）	○	○	×	○	○	△	2
	④重要幹線の更生（台地部）	△	○	×	○	△	△	3
	⑤防災上重要な枝線の耐震化	×	○	×	×	×	×	3
	⑥緊急輸送路のマンホール浮上対策	×	×	○	×	○	×	2

被害が予想される施設		耐震対策の優先度評価					耐震対策の優先順位
		機能的な施設の重要度	防災拠点等の機能上の優先度	施設の劣化度からみた緊急度	施設の現況耐震性能からの優先度	復旧の困難性からの優先度	
処理施設	①流入放流渠に可とう継手設置	○	○	○	○	○	1
	②仮設沈殿池へのパイプ管敷設	○	○	○	○	○	1
	③処理施設の耐震補強	○	△	○	○	○	2
ポンプ施設	①流入渠・圧送管へ可とう継手設置	△	○	○	○	○	2
	②ポンプ施設の耐震補強	△	△	○	○	○	2

○：高い △：中位 ×：低い

6.1.5 重要事項の保管及びバックアップの現状

下水道施設図などの保管場所の確認を行う。

- ・処理場・ポンプ場：施設平面図、構造図
- ・重要な幹線管渠：平面図、縦断面図、特殊人孔構造図など
(全体計画図に重要な幹線管渠、その他緊急点検が必要な管渠をマーキングした図面を作成する)

重要情報	保管場所	担当部門	記録媒体	現在のバックアップ状況			
				有・無	頻度	方法	保管場所
事業計画図書 (旧事業認可図書)	役場書庫 A	下水道課	紙	無	—	—	—
施設平面図	処理場室内棚 A	下水道課	紙	無	—	—	—
縦断面図	役場書庫 A	下水道課	紙	無	—	—	—
下水道台帳	室内閲覧台	下水道課	紙	無	—	—	—
原図	製図室	下水道課	紙	無	—	—	—
耐震化状況図	室内棚 B	下水道課	紙	無	—	—	—
受益者負担金情報	役場書庫 A	下水道課	紙	有	随時	電子化	PC 1、ファイルサーバー
行政文書データ	PC 5 内蔵 HD 内	下水道課	電子	有	随時	電子化	ファイルサーバー
料金関係データ	システム・委託会社 ファイルサーバー	下水道課	電子	有	随時	電子化	システム・委託会社 ファイルサーバー

6.2 優先実施業務の選定と対応の目標時間の決定

6.2.1 優先実施業務の候補の影響度整理表

No	優先実施業務名	業務の概要	業務遅延による影響	許容中断時間 (※1)	現状で可能な 対応時間 (※2)		対応の 目標時間 (※3)	
					時間内	時間外	時間内	時間外
1	下水道対策本部 の立上げ	・来庁者・職員等の避難誘導	本部立上や初動連絡の遅れにより、被害情報等が混乱するおそれ。	3～5 時間	直後	—	直後	—
		・庁舎被害状況の確認			～1 時間	～4 時間	～1 時間	～4 時間
		・通信手段の確保			～1 時間	～4 時間	～1 時間	～4 時間
		・職場の安全および職務環境の確保			～1 時間	～4 時間	～1 時間	～4 時間
		・栄町下水道対策本部の立上げ			～1 時間	～4 時間	～1 時間	～4 時間
		・班の指揮・総括			本部立上げ～	本部立上げ～	本部立上げ～	本部立上げ～
		・災害対策本部への初動連絡			～2 時間	～4 時間	～2 時間	～4 時間
2	職員等の安否確認	・職員等の参集状況及び安否確認。	参集状況、安否確認の遅れにより、人員配置ができず、発災後の対応に支障。	3～6 時間	直後		直後	
		・不在職員等の要因把握			～2 時間 (随時)	～4 時間 (随時)	～2 時間 (随時)	～4 時間 (随時)
3	モノの調達	・職員用のモノ（飲料水、食糧、毛布、簡易トイレ等、生活用品）の調達、配布	生活用品の入手の遅れにより、混乱するおそれあり。 データ類の確保の遅れにより、調査・復旧作業に支障	6～12 時間	3 時間～	4 時間～	3 時間～	4 時間～
		・データ類（下水道台帳、処理場平面図等）の保護			～1 時間	～4 時間	～1 時間	～4 時間
		・降雨予報の確認			～3 時間 (随時)	～5 時間 (随時)	～3 時間 (随時)	～5 時間 (随時)
4	関連行政部局及び民間企業等との連絡調整	・管理施設が近接している関連行政部局（建設課・まちづくり課）との共同点検調査の実施を検討。	協力体制の確認の遅れや資機材等の調達の遅れにより、機能回復に支障。	24 時間～3 日	～3 時間	～5 時間	～3 時間	～5 時間
		・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、建設課・まちづくり課と協議。			～1 日		～1 日	
		・ライフライン復旧の見込み確認			～1 日		～1 日	
		・県（下水道）へ被害概況等を報告			～4 時間	～6 時間	～4 時間	～6 時間
		・民間企業等との連絡確保			～1 日		～1 日	

No	優先実施業務名	業務の概要	業務遅延による影響	許容中断時間 (※1)	現状で可能な対応時間 (※2)		対応の目標時間 (※3)	
					時間内	時間外	時間内	時間外
5	緊急点検	1. 重要な幹線等およびポンプ場の点検を実施。	緊急点検の遅れにより、人的被害に伴う二次災害発生のおそれ。	24時間～3日	6時間～1日	7時間～1日	5時間～1日	6時間～1日
6	支援要請	・被害状況、支援要請内容（人／物等）を県や終末処理場等委託管理会社に連絡。	支援要請の遅れにより、人員や資機材等が不足し、公衆衛生上の問題等を解消できないおそれ。	3日～7日	～1日		～1日	
		・要請先の選定、要請内容（人/物）。			～3日		～3日	
		4. 受入場所（作業スペース・資機材等の保管場所等）を確保。			～3日		～3日	
7	被害状況等の情報収集と情報発信	1. 他部局や住民等からの被害情報を収集整理。被災状況／復旧見通しに関する情報を柴町災害対策本部へ伝達。	被害状況等の情報発信業務が遅れ、行政への不信、不満が増長。	24時間～3日	～6時間（随時）	～7時間（随時）	～5時間（随時）	～7時間（随時）
		・個別住民への対応			2日～		2日～	
8	緊急調査	・重要な幹線等の目視調査を実施。	緊急調査の遅れにより、汚水溢水の放置等、公衆衛生上の問題等が発生。	3日～7日	2日～3日		2日～3日	
9	緊急措置	・汚水が溢水している場所に仮設ポンプ、仮設配管、汚泥吸引車等を設置。	溢水による疫病発生拡大が懸念。	3日～7日	2日～3日		2日～3日	
10	一次調査	・全体の被害状況を把握するため、人孔蓋を開けての調査を実施。	応急復旧が遅れ、暫定機能確保に影響。	10日～14日	6日～11日 （重要な幹線） 30日～50日 （その他管路）		6日～14日	
11	応急復旧	・被災した管路施設に対して、仮設ポンプの設置、汚水が溢水しそうな場所に仮設ポンプ・仮設配管等を設置。	溢水による疫病発生拡大が懸念。	14日～30日	12日～29日 （重要な幹線） 60日～80日 （その他管路）		15日～29日	
12	浸水被害の防除	・降雨時に浸水被害が懸念される場所に排水ポンプ等を設置。	浸水被害により住民の生命・財産に影響を与えるおそれ。	—	—		特定の時間に応じて対応	

注：※1：許容中断時間は、優先実施業務を完了させるべき概ねの時間として記載します。

※2：現状で可能な対応時間は、現状（下水道BCP検討時点）において、優先実施業務を完了できる概ねの時間として記載します。

※3：対応の目標時間は、下水道BCP策定（更新）完了時点までに実行した事前対策を踏まえ、決定します。

※4：段階的に対応する業務である。各段階に応じ適宜選定します。

6.2.2 優先実施業務の実施・継続方法

NO	優先実施業務	対応の 目標時間	自前、他者への依頼 による実施の可否	実施方法
1	栄町下水道対策本部の 立上げ	時間内 直後～1 時間 時間外 3～4 時間	自前：可・不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（栄町下水道対策本部） 対応者：本部長・副本部長 ただし、夜間休日は、副本部長が立上げ指示 対応方法：電源・通信の確認、県に被害の第一報
2	職員等の安否確認	直後	自前：可・不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（栄町下水道対策本部） 対応方法：責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。 夜間休日は、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行 い、出勤できる時間の目処を連絡。
3	モノの調達	時間内 1～3 時間 時間外 4～5 時間	自前：可・不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（栄町下水道対策本部） 対応方法：食料等備蓄物を配布、データ類の保護を実施
4	関連行政部局及び民間 企業等との連絡調整	時間内 3 時間～1 日 時間外 5 時間～1 日	自前：可・不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（栄町下水道対策本部） 対応方法：共同点検調査を行うにあたって、長門川水道企業団、建設 課と協議。 資機材の調達（民間業者等に連絡・備蓄資機材の用意）
5	緊急点検	時間内 6 時間～1 日 時間外 7 時間～1 日	自前：可・不可 他者：可・不可	対応場所：重要な幹線等 対応方法：職員、保有資機材で点検を実施する。自前で対応可能。
6	支援要請	1 日～3 日	自前：可・不可 他者：可・不可	対応場所：庁舎（栄町下水道対策本部） 対応方法：電話により県へ連絡。

NO	優先実施業務	対応の 目標時間	自前、他者への依頼 による実施の可否	実施方法
7	被害状況等の情報収集 と情報発信	時間内 6 時間 時間外 7 時間	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：庁舎（栄町下水道対策本部） 対応方法：テレビ及びラジオにより情報を収集するとともに、栄町災害対策本部を通じて関連部局からの伝達情報、町民からの通報等による情報を情報班が整理。発信情報は栄町下水道対策本部を経由し、極力書面で栄町災害対策本部へ連絡。 他部局や住民等からの被害情報を収集整理を行う。
8	緊急調査	2 日～3 日	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：重要な幹線等 対応方法：職員、保有資機材で調査を実施する。自前で対応可能。
9	緊急措置	2 日～3 日	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：交通障害発生箇所および汚水溢水箇所 対応方法：職員及び保有資機材により現地で対応。資機材の購入およびリースにて、自前で対応可能。
10	一次調査	6 日～14 日	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：区域全体（重要な幹線等から実施） 対応方法：支援部隊の職員とともに保有資機材・調達資機材で実施。
11	応急復旧	12 日～29 日	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：被災箇所（重要な幹線等から実施） 対応方法：支援部隊の職員等とともに保有資機材・調達資機材（汚泥吸引車・高圧洗浄車）で実施。
12	浸水被害の防除	特定の時間 に応じて対応	自前：可・ 不可 他者：可・ 不可	対応場所：被災箇所 対応方法：支援部隊の職員等とともに保有資機材・調達資機材（ポンプ排水車）で実施。